

協議事項 1 やまぐち働き方改革推進会議取組方針の改正について

改正案 1 「第 2 働き方改革の方向性」

県の総合計画である「やまぐち維新プラン」の体系に即して、「仕事と生活との調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進」と「多様な人材が活躍できる魅力ある雇用の場づくりの推進」の2つの柱で整理する。

なお、外国人材の受入れに関しては、就労面だけでなく生活面も含めた幅広い支援が求められており、今後、国、県、市町、業界団体など様々な機関・団体の役割分担等、そのあり方が検討されることから、当面、その動向を注視し、必要に応じて推進会議としての対応を検討する。

現 行	改 正 案
<p>1 仕事と生活との調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進</p> <p>(1) 長時間労働の是正 (2) 仕事と育児・介護の両立支援 (3) 時間や場所にとらわれない多様な働き方等の普及促進 (4) <u>地域における女性の活躍促進</u> (5) 病気の治療と仕事の両立支援</p>	<p>1 仕事と生活との調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進</p> <p>(1) 長時間労働の是正 (2) 仕事と育児・介護の両立支援 (3) 時間や場所にとらわれない多様な働き方等の普及促進 (→2に移動) (4) 病気の治療と仕事の両立支援</p>
<p>2 若者などの非正規雇用労働者の雇用対策の推進</p> <p>(1) 正社員雇用の拡大 (2) 非正規雇用労働者の正社員転換の促進</p>	<p>2 多様な人材が活躍できる魅力ある雇用の場づくりの推進</p> <p>(1) <u>若者等の正社員雇用の拡大及び非正規雇用労働者の正社員転換の促進</u> (2) <u>女性の活躍促進</u> (3) <u>高齢者、障害者等、誰もが働きやすい雇用・就業の場の創出</u> (4) 雇用のミスマッチの解消 (5) U J I ターン就職の促進 (6) 勤務条件の改善</p>
<p>3 マッチング支援体制の強化</p> <p>(1) 誰もが働きやすい雇用・就業の場の創出 (2) 雇用のミスマッチの解消</p>	
<p>4 その他</p> <p>(1) 勤務条件の改善 (2) U J I ターン就職の促進</p>	

改正案 2 「第 4 推進体制」「第 5 構成団体」

働き方改革関連法の施行に対応し、中小企業等へのサポートを強化するため、構成団体の取組を支援・協力する機関等を「オブザーバー」として追加する。

経済産業省中国経済産業局、やまぐち働き方改革支援センター、働き方改革サポートオフィス山口、公益財団法人やまぐち産業振興財団、山口産業保健総合支援センター、山口県社会保険労務士会、中国税理士会山口県支部連合会

【参考】外国人材の受入れに関する県の対応

国等の動向

〔平成30年〕

6月15日 国：「経済財政運営と改革の基本方針」
・新たな外国人材の受入れ等を規定

12月14日 国：改正「出入国管理及び難民認定法」の公布
・外国人材受入れのための新たな在留資格の創設 他

〔平成31年〕

1月31日 県：「山口しごとプラン」の策定（外国人材の受入れを規定）

2月20日 県：外国人材の受入れ・共生に関する庁内連絡会議の創設

3月11日 国：新たな外国人材受入れに係る制度説明会の開催
・説明者：法務省、厚生労働省、農林水産省 等

4月 1日 国：改正「出入国管理及び難民認定法」の施行
・新たな在留資格の取得に関する申請受付開始

県施策における位置付け

○労働分野において県が取り組むべき施策を体系的に整理した指針である「山口しごとプラン」（平成31年1月策定）において、「外国人材の受入れ」を規定

外国人留学生等の人材確保に資する支援体制を整備し、その県内就業を促進するとともに、中小企業が必要とする人材の確保を支援し、中小企業の海外展開等を促進します。

また、「経済財政運営と改革の基本方針2018」で示された新たな外国人材の受入れ等については、国の動向を注視し、関係機関と連携して適切に対応します。

○働く環境づくりと生活支援の両面から企業と外国人材の支援体制を整備（新年度）

外国人材企業受入支援事業（労働政策課）	多文化共生推進事業（国際課）
○外国人留学生等活用支援拠点の運営 ・外国人材コーディネーターによる支援	○やまぐち外国人総合相談センター設置 ・多文化共生コーディネーターの配置 （山口県国際交流協会内）
○外国人材受入支援体制の整備 ・外国人材雇用アドバイザーの新設	○「やさしい日本語」普及啓発事業
○実態把握・就業支援	○多文化共生の地域づくりに向けた環境整備

【就労支援】

